

大田市告示第135号の11

大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準要綱（平成30年大田市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大田市長 楫野弘和

目次中「第40条」の次に「・第41条」を加える。

第4条の見出し中「第1号事業者」を「第1号事業」に改め、同条第1項及び第2項中「第1号事業者は」を「指定事業者は」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業」を「訪問型サービス」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第10条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 虐待の防止のための措置に関する事項

第11条に次の1項を加える。

4 指定事業者は、適切な訪問型サービスAの提供を確保する観点から、職場において、行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっても業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスAの提供に

当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスAの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条に次の1項を加える。

- 3 指定事業者は、当該訪問A事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該訪問A事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該訪問A事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該訪問A事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第30条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第30条の2 指定事業者は、介護予防サービス・支援計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の担当職員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第31条中「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う」を削る。

第33条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定事業者は、訪問 A 事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者に対して訪問型サービス A を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービス A の提供を行うよう努めなければならない。

第34条第1項中「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問 A 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問 A 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条第2項第4号中「第35条」を「第34条」に改める。

第40条の見出し中「雑則」を「その他」に改め、同条を第41条とし、第2章第6節中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第40条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、この告示による改正後の大田市介護予防・日常生活飛燕総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(以下「新要綱」という。)第4条第3項、第34条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第26条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第27条第3項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。